

# 第20号の3様式記載の手引

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
3「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
6「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度末日現在の資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社においては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。	
7「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。 ※平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算します。 (①×4.7/前事業年度又は前連結事業年度の月数) (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
8「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
9「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
10「円× $\frac{⑤}{12}$ ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (2) 指定都市に申告する場合は、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
11「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	
12「前事業年度の法人税割額の明細（⑨から⑯までの欄）」	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄の金額を記載します。 (3) ⑯の欄は、⑨の欄の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑯の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄の欄の金額に⑨の欄の欄の金額に対する同欄の欄の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
13「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。	
14「指定都市に申告する場合の⑥の計算」	指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。 (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。 (2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。 (3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載します。	11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。

## 申告書記入及び提出の際の留意点

- 法人税制の税率  $\frac{9.7}{100}$
- 均等性の税率（下表の区分によってください。）

一覧表均等割区分	法人等の区分		標準税率〔年額〕
	資本等の金額	従業員数	
9号	50億円超	50人超	300万円
8号	10億円超50億円以下	50人超	175万円
7号	10億円超	50人以下	41万円
6号	1億円超10億円以下	50人超	40万円
5号	1億円超10億円以下	50人以下	16万円
4号	1,000万円超1億円以下	50人超	15万円
3号	1,000万円超1億円以下	50人以下	13万円
2号	1,000万円以下	50人超	12万円
1号	1,000万円以下	50人以下	5万円